秘密保持契約書

国立大学法人北海道大学（以下、「甲」という。）と●●株式会社（以下、「乙」という。）とは、以下に規定する目的に関する情報及びその取扱いに関し、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、甲及び乙が、甲大学院●●研究院●●科に所属する●●の「●●」に関する研究について、共同研究の可能性の検討（以下「本検討」という。）を行うにあたり、相互に開示される情報の取扱いについて、定めるものである。

（秘密情報）

第２条　本契約において、「秘密情報」とは、以下に掲げるものをいう。

1. 本契約の一当事者（以下、情報を開示した当事者を「開示当事者」という。）が他の当事者（以下、情報を受領した当事者を「受領当事者」という。）に対して提供又は開示した情報であって、秘密又はこれと同等の表示がなされた上で提供又は開示がなされたもの
2. 開示当事者より口頭又は視覚的方法で開示がなされた情報であって、開示に際し当該情報が秘密である旨明示され、かつ当該情報の内容が開示後３０日以内に書面又は電子データにおいて秘密である旨が確認されたもの
3. 開示当事者の施設に出入りした際に見聞し、又は知得した開示当事者に関する情報
4. 本契約の存在及び内容並びに本検討の結果

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するものは、秘密情報には含まれないものとする。

1. 提供又は開示を受けた際、既に受領当事者が保有していたことを証明できる情報
2. 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
3. 提供又は開示を受けた後、受領当事者の責によらずに公知となった情報
4. 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに受領当事者が適法に取得したことを証明できる情報
5. 秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発又は取得したことを証明できる情報

（秘密保持義務）

第３条　受領当事者は、秘密情報について、自己の秘密情報と同程度の注意をもって秘密に保持するものとし、開示当事者の事前の書面による承諾なしに、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、受領当事者は、本検討に関係する自己の役員、従業員及び教職員に対し、自己が本契約に基づき負担するのと同等の義務を遵守させた上で、必要かつ相当な範囲で秘密情報を開示することができる。

２　前項の定めにかかわらず、受領当事者は、法令又は裁判所、監督官庁その他公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要かつ最小限の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。ただし、受領当事者は、かかる公表又は開示を行う場合には、その旨を遅滞なく開示当事者に対して通知するものとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　受領当事者は、秘密情報を本検討の目的以外に使用してはならない。

（権利の不発生）

第５条　甲及び乙は、本契約の締結又は本契約に基づく秘密情報の開示が、いかなる意味においても、秘密情報の所有権の移転、又は秘密情報に係る特許権、実用新案権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡、実施権の許諾若しくは使用の許諾等を伴うものではないことを確認する。また、本契約の締結によっても、甲の所有する発明に係る特許明細書、その他未公開の特許出願に関する情報等を乙に開示することを義務づけるものではないことを確認する。

（検討期間）

第６条　本検討の期間は、本契約締結日から●●年●月●日までとする（以下、「本検討期間」という。）。

（検討後の措置）

第７条　乙は、本検討の結果を、本検討期間の終了後、１４日以内に甲に書面にて通知するものとし、甲との間で共同研究契約、実施許諾契約その他の契約の締結を希望する場合はその旨を明示するものとする。

（秘密情報の返還等）

第８条　受領当事者は、本検討期間が終了したとき、又は開示当事者より請求された場合、開示当事者の指示に従い、速やかに秘密情報（その複製物も含む。）を返還し又は破棄するものとする。

（知的財産権の取扱い）

第９条　甲及び乙は、開示当事者の秘密情報に基づいて、発明、考案、その他の知的財産（以下「発明等」という。）の創作又は作成を行うことが、本検討の目的に含まれていないことを相互に確認する。

２　前項にもかかわらず、受領当事者が、本検討に関連して、発明等を得たときは、直ちにその内容を開示当事者に通知するものとする。また、当該発明等に係る権利の帰属及び取扱いについては、別途協議のうえ決定するものとする。

（成果の発表）

第１０条　甲及び乙は、本検討の結果の全部又は一部につき、論文、学会発表等で発表することができる。ただし、発表を希望する場合、論文投稿日又は発表用に提出する日の３０日前までに、その内容を他の当事者に開示し、書面による同意を得るものとする。

（非保証）

第１１条　甲及び乙は、開示する秘密情報について、その内容の正確性及び完全性、本検討上の有用性、特定の目的に対する適合性並びに第三者の知的財産権その他いかなる権利を侵害しないことに関して、何ら表明及び保証を行わない。

（損害賠償）

第１２条　受領当事者が本契約に定める義務に違反し、秘密情報が開示又は漏洩されたときは、当該受領当事者は、開示当事者に対しその損害を賠償するほか、秘密情報の開示又は漏洩が最小限に止まるよう善後措置を講ずるものとする。

（有効期間）

第１３条　本契約は、その締結の日にその効力を生じ、本検討が終了した日に終了するものとする。ただし、第３条、第９条第２項及び第１０条は本契約終了後５年間、第８条は返還又は破棄に必要な期間、第１１条から第１５条は対象事項が消滅するまで、有効とする。

（譲渡禁止）

第１４条　本契約上の地位及び権利義務は、相手方の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡してはならない。

（協議）

第１５条　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙間で誠実に協議の上、相互の合意によりこれを定めるものとする。

（裁判管轄）

第１６条　本契約に関する訴えは、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

２０●●年　　月　　日

甲　　北海道札幌市北区●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人北海道大学●●

　　　　　　　　　　　　　　　　　●●

乙